

議案第 1 1 3 号

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、敷地内の複数の建築物が関連する場合の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する手数料の徴収について必要な事項を定めるため、本案を提案するものである。

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

所沢市建築・開発関係手数料条例（平成２８年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表第９の３の項中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同表の５の項中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、「金額」の次に「。ただし、新たに追加される建築物については、３の項金額の欄に定める額とする。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。